

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【通所介護相当サービス】

この要件は令和6年4月現在のものであります。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

※ 1 届出が毎月 15 日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16 日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※ 2 加算を取り下げる場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

加 算 ・ 減 算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況	☆減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ① 連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【欠員が解消した場合は下記も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ⑤資格者証の写し(未提出分・介護職員を除く)
高齢者虐待防止措置実施の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
業務継続計画策定の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
生活機能向上加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定書を含む)の写し
若年性認知症利用者受入加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
栄養アセスメント 栄養改善体制	☆「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写) (管理栄養士) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、外部と連携していることが分かる契約書等(協定を含む)の写し
口腔機能向上加算	☆加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写) (言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)

サービス提供体制強化加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-3) ⑤資格者証(写)(未提出分) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
科学的介護推進体制加算	☆「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
介護職員等処遇改善加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書一式
生活機能向上グループ活動加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※同月中に栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定できません。
一体的サービス提供加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※同月中に栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定できません。